東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 6月27日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1 🗕 🛺	換気空調系サービス建屋冷凍機の計器点検において、潤滑油温度指示計の指示不良が認められたため、当該温度指示計を交換(調整不可のため)。	GⅢ	
2		核物質管理センターによる核燃料物質実在庫量供給当時国別明細報告書(1)の確認において、当該報告書の鑑に記載してある報告書番号の最終番号に誤りが認められたため、当該報告書の鑑について修正版を再提出するとともに、対応検討。	GΙ	